

八王子市 清掃事業の 変遷

第1回

「戦前のごみ処理事業」

NPO法人 八王子市民活動協議会
中川 和郎

今回から3回シリーズで「八王子市の清掃事業」の変遷を取り上げます。東京都八王子市は、環境省から毎年発表されている全国の一般廃棄物の排出及び処理状況の調査において、50万人以上の都市の中で、3年連続「ごみ排出量の少ない自治体」のランキング全国1位です。

ごみの収集や処理、分別、資源化といった現在では当たり前前の自治体の仕事は、私たちが生活する上で欠かせないライフラインですが、いつから始まり、時代とともにどのように変わっていったのでしょうか。

これからのごみ行政を考える上でも、時代をさかのぼって学んでみたいと思い、廃棄物資源循環学会に所属し、八王子市の清掃事業について研究されているごみかん会員の中川和郎さんに寄稿をお願いしました。

はじめに

八王子市は人口約56万人。東京都下の多摩地域で最大の地方公共団体である。1917年（大正6年）の市制施行から2017年（平成29年）で100年を迎えた。また、2015年4月に東京都下で初の中核市となった。

廃棄物行政は2000年の地方分権一括法施行以前から、固有の自治事務であり、それぞれの自治体が地域の実情に合わせたやり方で、廃棄物の適正な処理が行ってきた。

その中で、多摩地域の自治体の中では先進的な廃棄物処理政策を推進してきた八王子市の清掃事業の変遷を、3回に分けて取り上げる。第1回目は「戦前のごみ処理事業」について。

明治時代後半

八王子の清掃事業は、明治時代後半より始まる。1893年（明治26年）に「じん芥取締規則」が東京府より施行され、当時の八王子町もこの適用地域に入り、次第に八王子町の清掃制度が整えられてきた。

清掃規定の内容は、主として警察の監督の下においての各家庭の任意による処分に関するもので、掃除の不行届、汚物の未処理が目立ち、衛生行政上、捨てておくことができなくなった。

大正時代から昭和20年

1917年（大正6年）に市制施行されたが、その前年の1916年頃から塵芥収集事業者が希望家庭を対象にごみ収集を実施していた。それを1921年4月に市直営業務とし、ごみ処理事業に着手した。

当初は全量を埋立または埋立処理をしていたが、1923年1月に焼却炉2基（4t/日）を建設して焼却処理に着手し、本格的なごみ処理事業への第一歩を歩み出した。

1918年度に、市は予算に塵芥掃除費1,000円と共同便所2カ所の新設費1,000円を計上した。これに先立つ1月には、市会が塵芥清掃監督のための人件費を可決して吏員を配置し、2月には清掃巡視の諸規程を可決した。

2月23日には、警視總監と東京府知事名で、八王子市汚物掃除監督吏員設置の件が府令で公布された。当時は保健所制度がなく、清掃、衛生などは警察の所管となっていた。この府令により、掃除監督長、掃除監督各1人、掃除巡視3人を1918年（大正7年）4月1日から置くことができるようになった。

市の掃除事業は、大横町大善寺裏に塵芥仮置場を新設し、同年5月1日から開始した。10人の人夫が10台の車を引いて塵芥を収集し、7日間で市内（市制施行された当時の市域）

を一巡する計画で、収集人は請負人を定めて委託した。収集した塵芥は、市周辺の農家の肥料用にリサイクルされた。

しかし、開始後半年も経たない10月に請負人から「塵芥収集の契約解除」の申し出があり、その頃から市内のあちこちに塵芥の山ができて始め、問題が大きくなってきた。原因は、請負入札に競争者が多く、請負価格が安かったこと、第一次世界大戦による大戦景気の影響で人件費が高騰し、人出不足が生じたことによるものであった。こうした事情から、1919年（大正8年）1月18日に市事業調査会は塵芥掃除を民間委託から市直営事業に変更することを決定した。

塵芥焼却場の完成・再整備

1922年3月17日に、市参事会は塵芥焼却場予定地の現地調査を行った。その後、1923年8月28日に明神町（現在の北野清掃工場用地）に塵芥焼却場が設置された。

1926年（昭和2年）4月から業者請負制により焼却処理を行っていたが、塵芥の量が増えて処理が間に合わず、塵芥量増大に対応した塵芥焼却場の改築は10年来の懸案となっていた。

市内の塵芥搬出量は、満州事変後の産業の不振や物資節約運動の普及に伴う廃品利用などにより一時大幅に減少したが、1940年（昭和15年）以降は再び増加した。処理しきれない塵芥は一部は農家の堆肥に使用されるものの、大部分は捨て場に困る状況であった。処理場周辺に放置される塵芥や厨芥は、臭気がひどくなり、蠅が大量発生するなどの環境問題を引き起こした。

これを受け、市はにわかに改善に向け動き出し、現状での処理徹底を図る一方、焼却場改築計画を推進することになった。市としては新鋭の焼却場を建設し、できれば直営方式で運営する腹積もりであった。1940年7月31日には、臨時調査委員会第一部委員会が起債による焼却場建設を決定し、同年9月24日に焼却場改築計画案を承認した。ところが、計画の実現化を前にして、時局がら不足している鉄鋼、セメント等の資材の調達の問題が持ち上がった。

1941年2月12日に、1941年度の予算編成を前にして、第一部委員会は焼却場改築の件につき、建設の起債が認められ、資材等が確

保されることを条件に追加予算として計上されることが決定した。しかし、資材調達は困難を極め、結局、追加予算計上も見送られることとなり、1942年3月13日に第一部委員会は建築認可及び鉄鋼購入状況の報告を受け、煙突設計変更を承認するまでに至った。

1942年11月17日、当時の深沢友彦市長は、73,000円の起債で改築する議案を第一部委員会に提出し、同委員会は原案を承認した。12月7日の第12回市会は塵芥焼却場改築の件及び塵芥焼却場営繕費充当の起債の件を可決し、12月18日の第13回市会は焼却場改築費73,000円を含む1942年度追加予算を可決した。



「昭和42年の北野清掃工場」

なお、この予算は、建築許可が1943年5月4日に下りたため1942年度において執行されず、市は1943年度追加更正予算で再び同額を計上し同年5月28日に議決した。しかし、同年度においても71,186円を翌年度に繰り越し、これが戦後まで毎年繰り返された。

結局、焼却場の改築が実現するのは1953年（昭和28年）のことであった。なお市はこの間、焼却する塵芥量削減のため、東京府の補助を得て、塵芥中の厨芥を養豚飼料に活用する計画を進め、1943年（昭和18年）5月24日に市会第一部委員会は、厨芥の分離収集を承認した。そして、市は、同年6月11日から市域を3区分し分離回収を順次開始した。

参考文献

- ・東京都八王子市市議会編『八王子市議会史 記述編』東京都八王子市市議会、1990年
- ・東京都八王子市市議会編『八王子市議会史 記述編II』東京都八王子市市議会、1990年
- ・東京都八王子市市議会編『八王子市議会史 記述編III』東京都八王子市市議会、1990年
- ・八王子市市史編集委員会編『新八王子市史通史編6 近現代（下）』八王子市、2016年